

# 日本赤十字北海道看護大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本学は、日本赤十字北海道看護大学と称する。

### (位置)

第3条 本学は、北海道北見市曙町664番地1に置く。

### (学部)

第4条 本学に看護学部を置き、看護学部看護学科を置く。

2 看護学科の定員は、次のとおりとする。

入学定員	100人
収容定員	400人

### (学部の教育目標)

第5条 看護学部は、次の各号に掲げることを教育目標とする。

- (1) 赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する。
- (2) 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。
- (3) 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
- (4) 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
- (5) 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。
- (6) 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。

### (大学院)

第6条 本学に大学院を置き、大学院看護学研究科を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

### (修業年限及び在学期間)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、再入学、編入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

## 第2章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第9条 1学年の授業期間は、定期試験等の日数を含め年間35週を原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で定める休日

(3) 日本赤十字社の創立記念日(5月1日)

(4) 春季休業日 (毎年度の初めに学長が定める日)

(5) 夏季休業日 (毎年度の初めに学長が定める日)

(6) 冬季休業日 (毎年度の初めに学長が定める日)

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に臨時に授業を行うことができる。

### 第3章 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学ができる者)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学者選抜試験に合格した者を、教授会の議を経て学長が決定する。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を受けた者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の志願）

第 13 条 本学に入学を志願する者は、本学が指定する期間内に、所定の書類に第 40 条に規定する入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学の手続き）

第 14 条 第 12 条に規定する学長の決定に基づき合格通知を受けた者は、本学が指定する期間内に所定の書類を提出するとともに、第 41 条に規定する入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第 15 条 本学を正当な事由により退学した者が再入学を志願するときは審査のうえ、教授会の議を経て、学長は再入学を許可することがある。

（編入学）

第 16 条 本学の 3 学年に編入学を希望する者がいるときは、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学者選抜試験に合格した者を、教授会の議を経て学長が決定する。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した大学又は短期大学を卒業した者

(2) 専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行細則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 77 条の 8 第 1 項に規定する基準を満たすもの（保健師助産師看護師法第 21 条第 2 号の規定により看護師養成所の指定を受けた課程に限る。）を修了した者

2 編入学の許可及び手続きは、第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

3 編入学を許可された者が他の大学等に在学した期間及び修得した単位は、教授会の議を経て、学長はその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に認定する。

（転入学）

第 17 条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者がいるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長は相当する学年に転入学を許可することがある。

（保証人）

第 18 条 本学に入学を許可された者は、保証人 2 名を定め、本学が指定する期間内に所定の身元保証書により届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、満 25 才以上の者で独立の生計を営む者でなければならない。

4 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

#### 第4章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

##### (退学及び転学)

第19条 本学を退学又は転学しようとする者があるときは、学長は退学又は転学を許可することがある。

2 前項の規定により退学又は転学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

##### (休学)

第20条 疾病その他の事由により引き続き2月以上修学することができない者があるときは、学長は休学を許可する。

2 前項の規定により休学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者があるときは、学長は休学を命じることができる。

4 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続き更に1年の範囲内の休学を許可することができる。

##### (復学)

第21条 前条の規定により休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 前項の規定により復学しようとする者は、所定の書類に保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

##### (留学)

第22条 外国の大学又はこれに相当する教育機関等への留学を希望する者があるときは、学長は留学を許可することがある。

2 前項の規定により留学しようとする者は、所定の書類に保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

##### (除籍)

第23条 次の各号に一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第7条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第20条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 死亡又は行方不明の者
- (4) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

## 第5章 教育課程及び授業科目

(授業科目)

第24条 本学において開設する授業科目は、基礎科目、専門基礎科目及び専門科目とする。

2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算)

第25条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の各号により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる場合には、教授会の議を経て、学長は別に定めることができる。

(単位の認定)

第26条 各授業科目を履修し試験に合格した者には、学長は認定のうえ単位を与える。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第27条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、4カ年に分けて履修させるものとする。

2 卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間及び4年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

3 授業科目の履修方法及び履修科目の上限は、別に定める。

(授業科目の登録)

第28条 学生は、毎学年の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第29条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位(科目履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第6章 学修の評価及び課程の修了の認定

(学修の評価)

第31条 授業科目の成績評価は、A、B、C、Dで表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(試験等の時期)

第32条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第33条 当該科目の履修について登録していないものは、試験を受けることができない。

(追試験及び再試験)

第34条 本学において必要と認めるときは、追試験又は再試験を行うことがある。

2 追試験は、病気その他のやむを得ない事由により試験等に欠席した者を対象とする。

(卒業の認定)

第35条 学生が本学を卒業するためには、本学に4年(再入学、編入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数)以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。

2 卒業認定に必要な単位は、124単位以上とする。

3 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(卒業の時期)

第36条 卒業の時期は、毎年3月とする。ただし、特別の事情があるときは、9月に卒業させるときがある。

(卒業証書の授与)

第 37 条 学長は、第 35 条第 3 項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第 38 条 学長は、本学を卒業した者に対し学士(看護学)の学位を授与する。

(国家試験受験資格の取得)

第 39 条 本学において取得することができる資格は、保健師、看護師にかかる国家試験受験資格とする。

2 前項の保健師国家試験受験資格取得を希望する者は、第 35 条の規定によるほか、保健師に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

## 第 7 章 学生納付金

(入学検定料)

第 40 条 本学に入学を志願する者は、入学検定料として別表第 2 に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第 41 条 本学に入学を許可された者は、入学金として別表第 2 に定める金額を納めなければならない。

(授業料及び維持運営費)

第 42 条 授業料及び維持運営費は、別表第 2 のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学において特別の事由があると認められた者は、授業料及び維持運営費について分納又は延納を願い出ることができる。

(その他の納付金)

第 43 条 実験実習費、その他教育に必要な費用(以下「その他の納付金」という。)は、別表第 2 のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

(退学等の場合の授業料等)

第 44 条 退学若しくは転学した者、退学を命じられた者又は停学中の者は、当該期の授業料、維持運営費及びその他の納付金(以下これらを「授業料等」という。)の全額を納めなければならない。

(休学等の場合の授業料等)

第 45 条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等は全額を納めなければならない。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて別表第 2 に定める在籍料を納めなければならない。

3 前期又は後期の途中で復学した者は、復学した当該期の授業料等は全額を納めなければならない。

4 留学した者の授業料等は、前3項の規定を準用する。

(納入された納付金の不還付等)

第46条 納入された入学検定料及び入学金は、還付しない。

2 授業料、維持運営費、実験実習費及びその他の納付金の還付については、別に定める。

## 第8章 職員及び教授会

(職員)

第47条 本学に、学長、学部長、事務局長、図書館長、看護開発センター長及び災害対策教育センター長を置く。

2 本学に、副学長、学務部長を置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、本学の教育研究の業務に必要な教育職及びその他の職員を置く。

(教授会)

第48条 看護学部に教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

## 第9章 図書館等

(図書館)

第49条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(看護開発センター)

第50条 本学に看護開発センターを置く。

2 看護開発センターに関して必要な事項は、別に定める。

(災害対策教育センター)

第51条 本学に災害対策教育センターを置く。

2 災害対策教育センターに関して必要な事項は、別に定める。

(保健施設)

第52条 本学に保健室を置く。

2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 科目等履修生、聴講生及び外国人学生

(科目等履修生)

第53条 本学において開設する授業科目を選んで履修することを志望する者があるときは、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第 54 条 本学において開設する授業科目を選んで聴講することを志望する者があるときは、学長は聴講生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第 55 条 本学において、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議に基づき、学長は当該大学又は短期大学の学生を特別聴講学生として許可することがある。

(外国人学生)

第 56 条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学長は外国人学生として入学を許可することがある。

## 第 11 章 賞罰

(表彰)

第 57 条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対し、教授会の議を経て、学長は表彰することがある。

(懲戒)

第 58 条 本学の学則その他の規程に背き、又は学生としての本分に反する行為があった者に対して、教授会の議を経て、学長は懲戒することがある。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な事由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 大学開放、赤十字事業及び自己点検評価

(大学開放)

第 59 条 地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

(赤十字事業)

第 60 条 国際赤十字の一員である日本赤十字社と連携し、別に定めるところにより国内外における救護・救援その他の赤十字事業を実施することができる。

(自己点検評価)

第 61 条 教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)を行い、その結

果を公表する。

2 自己点検評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第13章 雑則

(委任)

第62条 この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第63条 この学則を改正しようとするときは、別に定めるところにより、学長は理事長の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 教育課程(第24条関係)

区分	授業科目名	授業 実施 年次	時間数	単位数		備考	
				必修	選択		
基礎 科目	人文科学	心のしくみ	1	30	2		(4単位以上)
		哲学と思想	2	30		2	
		発達と教育	2	30		2	
		ことばと文学	2	30		2	
	社会科学	社会と生活	1	30	2		(4単位以上)
		社会と法(日本国憲法含む)	2	30		2	
		経済のしくみ	2	30		2	
		人間と芸術	1	30		2	
	自然科学	生活と科学	1	30		2	(4単位以上)
		生命の科学	1	30		2	
		情報科学	1	30	1		
		統計学	1	30	1		
	単位小計				6	16	12単位以上
	語学	英語Ⅰ	1	60	2		(10単位以上)
		英語Ⅱ	1	60		2	
		英語Ⅲ	2	60		2	
		英会話Ⅰ	1	60	2		
		英会話Ⅱ	2	60	2		
		ロシア語Ⅰ	1	60		2	
		ロシア語Ⅱ	2	60		2	
単位小計				6	8	10単位以上	
総合Ⅰ	総合科目Ⅰ(北海道の自然と文化)	1	30		2	(2単位以上)	
	総合科目Ⅱ(オホーツクの暮らしと地域づくり)	1	30		2		
	総合科目Ⅲ(ゼミナール)	1~4	30		1		
	特別認定単位科目	1~4	30		1		
単位小計					6	2単位以上	
基礎科目計				12	30	24単位以上	
専門 基礎 科目	科学人間	看護学入門	1	60	2		
		看護倫理	3	15	1		
		人間と環境	3	15		1	
	生命・健康科学	看護薬理学	2	60	2		
		臨床栄養学	3	30	1		
		微生物学	1	30	1		
		遺伝免疫学	3	30	1		
		健康論	1	30	1		
		スポーツと健康科学	1	45	1		
		形態機能学Ⅰ	1	60	2		
		形態機能学Ⅱ	1	30	1		
		基礎病理学	1	30	1		
		疾病治療学Ⅰ	1	30	1		
		疾病治療学Ⅱ	1	30	1		
		疾病治療学Ⅲ	2	30	1		
		疾病治療学Ⅳ	2	30	1		
		疾病治療学Ⅴ	2	30	1		
	疾病治療学Ⅵ	2	30	1			
	口腔保健論	3	15	1			
	リハビリテーション論	2	15		1		
保健科学	公衆衛生学	2	30	2			
	社会保障制度論	2	30	2			
総合Ⅱ	総合科目Ⅳ(医用工学)	3	15		1		
	総合科目Ⅴ(臨床医学)	3	30		1		
専門基礎科目計				25	4	25単位以上	

区分	授業科目名		授業実施年次	時間数	単位数		備考
					必修	選択	
専門科目	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	30	2	
			援助的人間関係論	1	30	2	
			基礎看護学方法論Ⅰ	1	30	2	
			基礎看護学方法論Ⅱ	1	60	2	
			基礎看護学方法論Ⅲ	2	30	1	
			臨床看護学方法論Ⅰ	1	30	1	
			臨床看護学方法論Ⅱ	2	30	1	
			基礎看護学実習Ⅰ	1	45	1	
			基礎看護学実習Ⅱ	2	90	2	
	単位小計			14		14単位	
	専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	30	2	
			成人看護学方法論Ⅰ	2	30	1	
			成人看護学方法論Ⅱ	2	30	1	
			成人看護学方法論Ⅲ	2	30	1	
			成人看護学方法論Ⅳ	2	30	1	
			成人看護学実習	3~4	270	6	
		単位小計			12		12単位
		老年看護学	老年看護学概論	2	30	2	
			老年看護学方法論Ⅰ	2	30	1	
			老年看護学方法論Ⅱ	3	30	1	
			老年看護学実習	3~4	180	4	
		単位小計			8		8単位
		母性看護学	母性看護学概論	2	30	2	
			母性看護学方法論Ⅰ	2	30	1	
			母性看護学方法論Ⅱ	3	30	1	
			母性看護学実習	3~4	90	2	
		単位小計			6		6単位
		小児看護学	小児看護学概論	2	30	2	
	小児看護学方法論Ⅰ		2	30	1		
	小児看護学方法論Ⅱ		3	30	1		
	小児看護学実習		3~4	90	2		
	単位小計			6		6単位	
	精神保健看護学	精神保健看護学概論	2	30	2		
		精神保健看護学方法論Ⅰ	2	30	1		
		精神保健看護学方法論Ⅱ	3	30	1		
		精神保健看護学実習	3~4	90	2		
	単位小計			6		6単位	
	統合分野	在宅看護学概論	2	30	2		
		在宅看護学方法論Ⅰ	3	30	1		
		在宅看護学方法論Ⅱ	3	30	1		
		在宅看護学実習	3~4	90	2		
		地域看護学概論	2	30	2		
		地域看護学方法論	2	30	1		
		看護の統合と実践Ⅰ(看護技術評価)	4	15	1		
		看護の統合と実践Ⅱ(セーフティマネジメント)	3	15	1		
		看護管理学	4	15	1		
		看護課題実習	4	90	2		
単位小計				14		14単位	
赤十字・国際	赤十字概論	1	15	1			
	災害看護学	3	30	2			
	国際保健学	3	15	1			
	赤十字救護・援助法	3	30	1			
	赤十字とボランティア活動	1~4	30	1			
	赤十字と国際活動	4	15	1			
	赤十字健康生活支援法	3	30	1			
	単位小計			5	3	5単位以上	
研究	看護研究方法	3	30	2			
	看護研究演習	4	60	2			
	単位小計			4		4単位	
保健師教育課程	概論	公衆衛生看護学概論	3	30	2		
		地域生活支援論	3	60	2		
		健康教育・学習支援論	3	60	2		
	生活支援	健康教育・学習支援論演習	3	30	1		
		公衆衛生看護活動展開論	公衆衛生看護診断論	4	30	1	
			公衆衛生看護診断論演習	4	30	1	
	地域健康課題対策論Ⅰ		3	30	1		
	地域健康課題対策論Ⅱ		3	30	1		
	地域健康課題対策論Ⅲ		4	30	1		
	地域システム構築論		4	15	1		
	産業保健看護論		4	15	1		
	学校保健看護論		4	15	1		
	公衆衛生看護管理・健康政策論	4	30	1			
	保健科学	※疫学	3	30	2		
		※保健統計学	3	30	2		
		※保健医療福祉行政論	3	45	3		
	公衆衛生看護学実習	個人・家族・集団・組織の支援実習	4	90	2		
		公衆衛生看護活動展開論実習	4	90	2		
		公衆衛生看護管理論実習	4	45	1		
		単位小計			28		保健師課程 選択者必修
専門科目計					75	3	75単位以上
単位合計					112	37	卒業要件 124単位以上

※保健師教育課程選択者以外も選択科目として履修可

別表第2 授業料等の種類及び金額 (第40条、第41条、第42条、第45条関係)

	金 額	摘 要
入 学 金	450,000 円	入学合格時
授 業 料	1,200,000 円	前 期 4 月中 年 額 後 期 10 月中
実 験 実 習 料	150,000 円	年 額 4 月中
維 持 運 営 費	150,000 円	年 額 4 月中
在 籍 料	50,000 円	半 期
入 学 検 定 料	30,000 円	入学願書提出時
	15,000 円	大学入試センター試験利用 試験入学願書提出時
保健師教育履修料 (看護師教育履修科目分を除く)	200,000 円	第3年次の4月中